3　施行期日
この法律は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。
㈠　三の1及び8　公布の日
㈡　一の3の㈠及び4の㈠、二の5の一部、三の2の㈠の一部及び㈥並びに7、四の1、2の㈡の一部及び5、六並びに七　令和五年四月一日
㈢　二の1、2の一部及び3並びに五の1、3の㈡及び4　令和五年一〇月一日
㈣　一の2の㈠及び3の㈡から㈣まで、二の5の一部並びに四の2の㈠及び㈡の一部　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

◇法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（法律第一〇五号）（消費者庁）

1　目的
この法律は、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義
この法律において「寄附」とは、個人と法人等との間で締結される契約のうち個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする一定の契約及び個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為をいうこととした。（第二条関係）

3　配慮義務
法人等が、寄附の勧誘を行うに当たって、十分に配慮しなければならない事項について定めることとした。（第三条関係）

4　寄附の勧誘に関する禁止行為
法人等は、寄附の勧誘をするに際し、一定の不当な勧誘行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならないこととした。（第四条関係）

5　借入れ等による資金調達の要求の禁止
法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は現に居住用の建物等若しくは生活の維持に欠くことのできない事業用資産であって事業の継続に欠くことのできないものを処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならないこととした。（第五条関係）

6　配慮義務の遵守に係る勧告等
㈠　内閣総理大臣は、法人等が3を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができることとし、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第六条第一項及び第二項関係）
㈡　内閣総理大臣は、㈠の勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、3の事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができることとした。（第六条第三項関係）

7　禁止行為に係る報告、勧告等
㈠　内閣総理大臣は、4及び5の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができることとした。（第七条第一項関係）
㈡　内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して4又は5に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができることとし、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ、その命令をしたときは、その旨を公表しなければならないこととした。（第七条第二項から第四項まで関係）

8　寄附の意思表示の取消し
個人は、法人等が寄附の勧誘をするに際し、当該個人に対して4の一定の不当な勧誘行為をしたことにより困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示（以下この8において「寄附の意思表示」と総称する。）をしたときは、当該寄附の意思表示（当該寄附が消費者契約（消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。）に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。）を取り消すことができることとした。（第八条関係）

9　取消権の行使期間
8による取消権の行使期間を定めることとした。（第九条関係）

10　扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例
法人等に寄附（金銭の給付を内容とするものに限る。以下この10において同じ。）をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第四二三条第二項本文の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する8による取消権等を行使することができることとした。（第一〇条関係）

11　法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援
国は、10の権利を有する者等が、その権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を講ずるよう努めなければならないこととした。（第一一条関係）

12　運用上の配慮
この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならないこととした。（第一二条関係）

13　罰則
7に違反する行為について罰則を定めるとともに、その他所要の規定を整備することとした。（第六章関係）

14　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三八二号）（総務省）

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九三号）の施行期日は、令和四年一二月一九日とすることとした。

◇国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令（政令第三八三号）（総務省）

1　納付金の納付の手続等
㈠　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成一一年法律第一六二号）第一五条の三第五項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項を定めることとした。（本則関係）
㈡　その他所要の規定の整理を行うこととした。

2　施行期日等
㈠　所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）
㈡　この政令は、一部の規定を除き、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九三号）の施行の日（令和四年一二月一九日）から施行することとした。

◇民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三八四号）（法務省）

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和五年二月二〇日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年三月一日とすることとした。